

答 申 情 第 5 4 号
平成 28 年 3 月 14 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 17 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 27 年 10 月 8 日付け児福第 189 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

刑事责任能力の有無の判断基準が記載されている文書等の不存在による非公開決定事案についての異議申立てに対する決定 (諮問第 88 号)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年4月24日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - ア 刑事責任能力の有無の判断基準が記載されている文書
 - イ 発達年齢と刑事責任能力との関係が記載されている文書
- (2) 実施機関は、請求に係る文書を保有していないとして、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年5月8日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年6月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 児童福祉センター発達相談所（発達相談課）の業務について
発達相談課は、法的には次の2つの施設機能を併せ持っている。
 - ア 児童福祉法第12条に規定する「児童相談所」の業務のうち、障害部門を担当
18歳未満の児童の、発達の遅れ、聞こえや言葉の不安等、心や身体の発達に関する相談に応じている。社会調査や心理検査等を実施し、一人ひとりの子どもの状態にあった支援方針を定めて保護者に提案する一方、施設や関係機関との調整を行っている。また、18歳未満の児童の療育手帳や特別児童扶養手当等に係る発達検査も実施している。

イ 知的障害者福祉法第12条に規定する「知的障害者更生相談所」業務
18歳以上の知的障害者やその家族、福祉事務所、知的障害者援護施設等からの、療育手帳判定や年金等に係る相談や、総合支援学校高等部卒業予定者の進路相談等に応じ、必要な助言指導を行っている。

(2) 本件請求に係る専門用語「発達年齢」について

心理検査のひとつである新K式発達検査において、「生活年齢」が暦年齢を表しているのに対し、「発達年齢」は被験者の様々な能力を平均したときに何歳の人に相当するかを表すものであり、それにより支援の必要性を検討するための指標である。

(3) 本件請求に係る公文書を保有していない理由について

上記(1)のとおり、児童福祉センター発達相談所は、障害を有する児童や知的障害者等に対する支援を主たる業務としている。異議申立人が求めているのは、「支援の必要性」が、刑事責任能力の判断にどのように反映されるのかという文書であると思われるが、刑事責任能力は検察又は警察、起訴された場合には最終的には裁判所が判断するものであって、当職は刑事責任能力について判断する立場なく、本件請求に係る公文書は業務で使用することはないため作成しておらず、また、京都府警その他の関係機関から取得することもない。

したがって、本件請求に係る公文書を保有していないため、本件処分を行ったものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、次のとおりである。

請求に係る公文書を作成又は取得している。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる公文書について

本件請求の対象となる公文書は、実施機関が保有する公文書のうち、児童の刑事責任能力の有無についての判断基準が記載されている文書、心理検査の一つである新K式発達検査における「発達年齢」と刑事責任能力の関係性が記載されている文書、あるいは「支援の必要性」が、刑事責任能力の判断にどのように反映されるのかが分かる文書であると考えられる。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、児童福祉センター発達相談所は、刑事責任能力について判断する立場になく、本件請求に係る公文書は業務で使用することはないため作成しておらず、また、京都府警その他の関係機関から取得することもないと主張する。

イ 近年、福祉部門と警察等の機関が連携し、高齢者の再犯防止の取組を行うことがあり、また、本件請求に係る公文書公開請求書には、「児童相談所に対する開示請求」と記載されているため、当審査会は、児童福祉センターのうち児童相談所において本件請求に係る公文書を保有していないか再度確認するよう、実施機関に指示したところ、次のような報告があった。

児童相談所においては、18歳未満の児童に関する養護、虐待、非行、育成などの相談に応じ、関係機関との連絡調整等を図りながら、児童に対する援助を行っている。

児童の非行事案の対応については、警察や検察等の司法関係機関と連携しつつ行っているため、対象児童の児童記録には、非行事実の記載があり、関係機関との連絡調整や、援助等をどのように行ったかという経過についても記録されている。しかし、当該記録にも異議申立人が求めているような、児童福祉センターにおいて対応している児童の刑事責任能力の有無についての判断基準の記載や「発達年齢」と刑事責任能力の関係の記載はない。

ウ 我が国では、少年法の規定により、罪を犯した少年等は家庭裁判所の審判に付されるが、14歳に満たない少年は刑事責任を問われないこととなっている一方、14歳以上の少年については、家庭裁判所が刑事処分が相当と認めたときは検察官に送致されることとなっている。刑事責任能力は、刑法上刑事责任を負担することのできる能力であり、刑事责任能力の有無は、裁判所、検察官等の司法機関が判断するものであるから、児童福祉センター発達相談所・児童相談所ともに刑事责任能力の有無について判断する立場にないことは明らかである。したがって、請求に係る刑事责任能力の有無の判断基準や発達年齢と刑事责任能力の関係を記載した文書について、業務上必要がないとの実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

次に、児童相談所においては、児童記録等の中に非行事実の記載があるものが存在するのは当然であり、その中には、刑事责任能力が認められたかどうかの結果が記載されているものもあることも考えられる。しかしながら、上述のとおり、刑事责任能力は司法機関が判断するものであるから、非行を行った少年に係る児童記録等の中に、異議申立人が求めているような刑事责任能力の有無の判断基準に関する記述や、発達年齢と刑事责任能力の関係に関する記述がされているとは考えにくい。

以上から、刑事责任能力について判断する立場になく、業務上必要性がないため作成しておらず、京都府警その他の司法関係機関からも取得していないとの実施機関の説明に不合理な点があるとは認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

平成27年10月 8日 諮問

11月 9日 実施機関からの理由説明書の提出

平成28年 1月 18日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第10回会議）

2月 22日 審議（平成27年度第11回会議）

3月 14日 審議（平成27年度第12回会議）

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。また、
異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）